

追加問題 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）

	特例措置	一般措置（これまでの措置）
事前の計画策定等	①年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年（2018年）4月1日から 平成35年（2023年）3月31日まで〕	不要
適用期限	②年以内の贈与・相続等 〔平成30年（2018年）1月1日から 平成39年（2027年）12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大③まで
納税猶予割合	④%	贈与：⑤% 相続：⑥%
承継パターン	複数の株主から最大⑦人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間平均⑧割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

（設問）

図表の①～⑧に当てはまる最も適切な数値を、下記の語群から選択せよ。

【語群】

3 5 8 10 50 80 100 1/2 2/3

【解説】

事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度である。

平成30年度税制改正では、この事業承継税制について、これまでの措置（一般措置）に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等がされた特例措置が創設された。

【解答】①5 ②10 ③2/3 ④100 ⑤100 ⑥80 ⑦3 ⑧8